

災害時要配慮者支援マニュアル



令和7年3月
岐阜県

<目 次>

第1章 災害時要配慮者支援マニュアルについて

1-1 本書の目的	1
1-2 本書の位置づけ	1
1-3 用語の定義	2

第2章 避難行動における避難行動要支援者への支援

2-1 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等	7
2-2 平時における避難行動要支援者名簿の作成・活用	7
2-3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用	8
2-4 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等	9
2-5 平時における個別避難計画の作成・活用	9
2-6 発災時における個別避難計画の活用	11
2-7 個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務	11
2-8 地区防災計画との連携	11
2-9 避難行動支援に関する共助力の向上	11

【様 式】

第3章 避難生活における要配慮者支援

平常時の備え

3-1 避難所の組織体制と応援体制の整備	19
3-2 要配慮者に配慮した避難所の整備	21
3-3 平時における要配慮者の特性に応じた情報提供	28
3-4 避難所運営の手引き(マニュアル)の作成	29

発災時の対応

3-5 避難所の開設	30
3-6 避難所における要配慮者への対応	32
3-7 応援体制の整備	36
3-8 在宅避難者への配慮	39

第4章 社会福祉施設等における要配慮者対策

平常時の備え

4-1	施設における防災組織体制の整備	40
4-2	関係機関、地域住民及び民間団体等との連絡・応援体制の確立 ..	44
4-3	非常災害に関する具体的な計画の策定	44
4-4	業務継続計画の策定	46
4-5	防災教育、防災訓練の実施	47
4-6	利用者の保護者等との事前の取り決め	47
4-7	施設、設備等の安全性強化	47
4-8	食料品等の備蓄	48
4-9	情報の把握及び避難の判断	48

発災時の対応

4-10	施設被災時の安全確認・救助・避難	49
4-11	被害状況の報告・連絡	50
4-12	施設の継続使用が不能となった場合の措置	50

【参考資料集】	51
---------------	----

第1章 災害時要配慮者支援マニュアルについて

1-1 本書の目的

平成23年3月に東北を中心に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割であり、障がい者の死亡率が被災住民全体の約2倍に上がるなど、災害時に支援等の配慮を要する方（要配慮者）が多く犠牲となった。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となり、要配慮者の支援に関して様々な課題が指摘された。

これら課題に対し、国では平成25年に災害対策基本法（以下「法」という。）を改正し、これまで市町村が任意で作成を進めていた「災害時要援護者名簿」を「避難行動要支援者名簿」として市町村に作成を義務付けし、要配慮者支援についての取組みを強化した。

近年の災害においても多くの高齢者や障がい者が犠牲となっていることから、中央防災会議のワーキンググループやサブワーキンググループで議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。

これを踏まえた令和3年5月の法改正等により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が市町村に努力義務化されたほか、福祉避難所の受入対象者をあらかじめ特定して公示する制度等が創設された。

要配慮者支援の取組みを強化する国の動きに合わせ、法の内容や、国で改正された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の内容を反映し、令和4年3月に改訂を行った。

本書は、令和6年能登半島地震で明らかになった課題等を踏まえた内容を反映し、令和7年3月に改訂を行ったものである。

1-2 本書の位置づけ

- (1) 岐阜県地域防災計画の「要配慮者・避難行動要支援者対策」を具体化したもの
- (2) 各市町村等において災害時要配慮者支援を実施していく際のマニュアル
- (3) 各市町村等が災害時要配慮者支援マニュアル等を策定する際のガイドライン

1-3 用語の定義

本書における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）

法では、防災上、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」と定義しており、本書における「要配慮者」は、「情報の受信・理解・判断・行動などの各段階でハンディキャップを有する者」とする。

具体的には、主に以下の①～⑦とする。

- ① 高齢者
- ② 身体障がい者
- ③ 知的障がい者
- ④ 精神障がい者
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者

例) 人工透析を受けている者、難病等の者（医療機器等装着している者）、低肺機能者（酸素吸入が必要な者）、その他医療的ケアを必要とする者

- ⑥ 外国人
- ⑦ 乳幼児（0～5歳）

註) 他にも以下のカテゴリーが「要配慮者」として想定されるが、それらに対する対応は前述の①～⑦とは大きく異なるため、例外的な対応として、個別の支援方針が必要である。

- ⑧ 妊産婦（概ね妊娠後期）のうち昼間単身者（親との同居世帯等は除く）
- ⑨ 共働き又は一人親家庭等の若年児童

(2) 避難行動要支援者

法では、要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を「避難行動要支援者」と定義しており、本書においても同様とする。

(3) 避難支援等関係者

法において、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」と定義しており、本書においても同様とする。

なお、これらは例示として列挙されているものであり、市町村においては、地域の実情を勘案し、具体的に避難支援等関係者について地域防災計画に定める必要がある。

また、避難支援等関係者のうち、個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者を「避難支援等実施者」と定義している。

（４）避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）

法では、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）と定義しており、本書においても同様とする。

なお、市長村長は名簿を作成しておかなければならないと定められている。

（５）個別避難計画

法では、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）と定義しており、本書においても同様とする。

なお、市町村長は個別避難計画を作成するよう努めなければならないと定められている。ただし、避難行動要支援者本人の同意が得られない場合には、努力義務規定がかからない。

【参考】代表的な要配慮者別避難行動等の一般的な特徴及び必要とされる支援一覧

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
一人暮らし高齢者	・体力が衰え、行動機能が低下している（緊急事態の察知が遅れる場合がある）が、自力で行動出来る。	・迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。
寝たきり高齢者	・自力で行動することが出来ない。 ・自分の状況を伝えることが出来ない。	・避難する場合は、車椅子等移動用具と援助者が必要 ・安否確認や状況把握が必要
認知症高齢者	・自分で判断し、行動することが出来ない。 ・自分の状況を伝えることが困難	・避難する場合は、車椅子等移動用具と援助者が必要 ・安否確認や状況把握が必要
視覚障がい者	・被害の状況を知ることが出来ない。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い） ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動が出来なくなる。	・市町村からの広報、その他生活に関する情報などが来たときには必ず知らせる。必要に応じて読み上げる。（音声による情報伝達及び状況説明が必要） ・必要な情報を伝える場合には、「こちら」、「それ」などの指示語は使用せず、「30センチ右」、「2歩前」など具体的に説明する。 ・安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。（避難誘導してくれる人が必要） ・避難所内の案内（トイレ、電話など場所の確認など）
聴覚障がい者	・音声による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識が出来ない） ・人によってコミュニケーションの方法が異なる（聴覚障がい者には、手話ができない人や、筆談が苦手な人もいる） ・緊急時でも言葉で人に知らせることが出来ない。 ・外見からは、障がいのあることが分からない。	・手話、指文字、筆談、口話（声を出して話をすること）、読話（相手の口の動きを見て話を読み取ること）などの方法があるので、コミュニケーションの方法をあらかじめ確認する。 ・正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。（視覚による認識手段が必要） ・避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼び掛ける。又、FAXの配置や筆記用具を常時確保する。
肢体不自由者	・自分の身体の安全を守ることが困難 ・自分で避難することが困難 ・言葉の不自由さ、記憶力の低下、感	・家具の転倒防止など、住まいの安全を確認する。 ・地域での移動支援体制づくり（車椅子、

	情の不安定さを伴う人もいる。 ・ 脊髄を損傷された人では、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難	ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要) ・ 車椅子用のトイレの確保 ・ 聞き取りにくい場合は、わかったふりをせず、一語一語確認する。 ・ 体温調節が困難である場合は、体調の変化に注意を払う。
知的障がい者	・ 一人では理解や判断することが難しく、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	・ 一人である時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ・ 精神的に不安定にならないような対応が必要 ・ 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要 ・ 必要な情報は短い文章で、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」説明し、内容を理解したかを確認しながら進める。 ・ 抽象的な言葉は避け、絵や図を用いつつ、具体的でわかりやすい説明を心掛ける。 ・ 必要に応じ、「はい」、「いいえ」、「わかりません」などの意思表示ボードを準備する。 ・ 成人の方の場合は、子ども扱いせず、穏やかな口調で声をかける。 ・ 落ち着きを失った場合には、必要に応じて別室等を用意する。
精神障がい者	・ 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・ 多くは、自分で判断し、行動することが出来る。 ・ 普段から服用している薬を携帯する必要がある。	・ 気持ちを落ち着かせることが必要 ・ 服薬を継続するため、本人及び援助者は、薬の名前、量を知っていることが必要。 ・ 医療機関との連絡体制の確保が必要(医療機関の支援)
発達障がい者	・ 想像力が弱く、危険が予測や状況判断が難しい。 ・ 変化に弱く、いつもと違う状況で不安になりやすい。 ・ コミュニケーションの困難さがある(一般的な指示が理解できない、困っていることが伝えられない等) ・ 感覚の過敏・鈍さがあり(音の過敏、触覚の過敏、痛みの鈍麻、等)、避難	・ 個別に避難を促すことが必要(声掛け、身振り手振り、写真・絵カード等) ・ 予め視覚的にスケジュールを示す。 ・ 指示は否定表現でなく、肯定的表現にする。(走っちゃだめ→歩こうね) ・ 興奮したときはその場から離れて、気持ちを鎮める時間を設ける(興味のある活動をする等)。

	所生活になじみにくい、適切な治療に至らない等がある。 ・対人関係の困難さがあるので避難所生活になじみにくい。	
常時特別な医療等を必要とする在宅療養者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは、障がいがあることが分からない。 ・心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 ・医薬品を携帯する必要がある。 ・人工肛門造設者等は、ストーマ用装具を携帯する必要がある。 ・急激な環境変化に順応しにくい。 ・人工呼吸器の使用などの医療的援助が必要な場合がある。 ・人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 ・人工透析患者は、1日に摂取出来る水分や塩分等が厳しく制限されている。	・医療機関との連携体制、移送手段の確保（医療機関の支援） ・移動に当たっては、車椅子、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。 ・避難所では、ケアの出来るスペースを確保 ・食事制限の必要な人の確認も必要 ・薬やケア用品の確保が必要 ・人工肛門造設者等については、ストーマ用装具や障がい者トイレの確保が必要 ・医療機器等を使用するための電気の確保 ・薬やケア用品の確保 ・食事制限の必要な人の確認が必要
外国人	・日本語で伝えられる情報が十分理解出来ない。 ・特定の国の出身者は地震の経験が極めて乏しいケースもあり得る。 ・文化・宗教上の理由から、食べられない食品がある場合がある。	・警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示など、危険に関する注意喚起情報をあらかじめ外国人に理解できる言語で準備し、その伝達方法を検討しておくことが必要 ・避難所における多言語案内表示やピクトグラム表示が必要。 ・通訳ボランティアの配置あるいは巡回など、相談体制についての配慮が必要 ・平時からの外国人を対象とした防災啓発講座や防災訓練等の実施、防災に関するパンフレットの多言語化などが必要 ・宗教に要することに対する配慮が必要 ➤ 避難所で提供する食事等において、宗教上食べられない食材がある方への配慮 ➤ 宗教上、「祈り」が必要な方へ

		の「祈り」のスペース確保等の配慮 ➤ 宗教上、男女で居住スペースを分ける必要がある方への配慮
乳幼児	・自ら判断し、行動する能力が無く、常時保護者の支援が必要	・保護者の災害対応力を高めることや、適切な避難誘導が必要 ・被災により、保護者が養育することが困難な場合への対応が必要

第2章 避難行動における避難行動要支援者への支援

※本章はマニュアルとして取組指針の概要をまとめたものであるため、詳細を把握したい場合はかっこ書きに記した取組指針のページを参照されたい。

2-1 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等

市町村は、個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、名簿の作成・活用方針等（従前の全体計画）を整理する。そのうち、重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討する。（取組指針P26）

○条例の定めを検討すべき事項

- ・名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置、個人番号の独自利用を行う事務、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携、同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受

○地域防災計画において定める必須事項

- ・避難支援等関係者となる者、名簿に掲載する者の範囲、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮、避難支援等関係者の安全確保

2-2 平時における避難行動要支援者名簿の作成・活用

（1）要配慮者の把握

市町村においては、関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の要配慮者の情報を把握する。（取組指針P33）

(2) 名簿の作成

市町村は、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。(取組指針P38)

(3) 名簿の更新

市町村は、避難支援に必要となる情報を適宜更新する。(取組指針P42)

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。(取組指針P44)

2-3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

市町村は、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮する。(取組指針P51)

(2) 避難行動要支援者の避難支援

市町村は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を避難支援等関係者等に提供する。(取組指針P55)

名簿情報の提供されている避難行動要支援者については、避難支援等関係者が中心となって名簿情報等に基づき、避難行動の支援を実施する。

名簿情報の提供されていない避難行動要支援者であっても、避難行動の支援を実施する。

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

市町村や避難支援等関係者等は、避難支援が及ばなかった避難行動要支

援者（名簿提供に不同意であった者を含む。）も含め、安否確認を行う。
（取組指針P58）

（４）避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

地域防災計画又は名簿の作成・活用方針等に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや他の避難所等への移送を行う。（取組指針P60）

２－４ 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等

市町村は、個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、個別避難計画の作成・活用方針等を整理する。そのうち、重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討する。（取組指針P63）

○条例の定めを検討すべき事項

- ・名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置、個人番号の独自利用を行う事務、個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携、同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受

○地域防災計画において定める必須事項

- ・優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方、避難支援等関係者となる者、個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法、個別避難計画の更新に関する事項、個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮、避難支援等関係者の安全確保

２－５ 平時における個別避難計画の作成・活用

（１）個別避難計画の作成に必要な情報の把握

市町村においては、名簿に記載されている情報に加え、市町村等の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約する。
（取組指針P69）

（２）個別避難計画の作成

市町村は、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。作成においては、市町村が主体となり、関係者と連携して行う。

令和3年法改正を踏まえて、優先度が高い避難行動要支援者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で作成に取り組む。(取組指針P78)

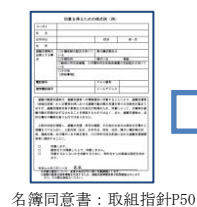
【市町村支援による個別避難計画】と並行して、【本人・地域記入の個別避難計画】について作成の方法例を本人や地域に示し、取組を促す。(取組指針P79)

避難行動要支援者名簿に関しての情報提供同意に併せて個別避難計画の作成、更新及び外部提供の同意を得ることも考えられる。

※本マニュアルP13参照

○取組指針

(それぞれの同意書例を提示)



○同意をまとめて効率化

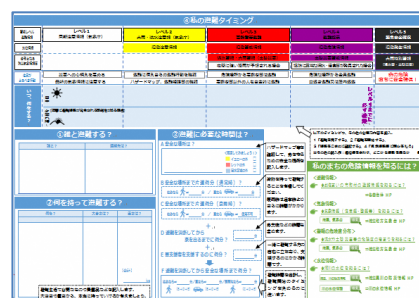
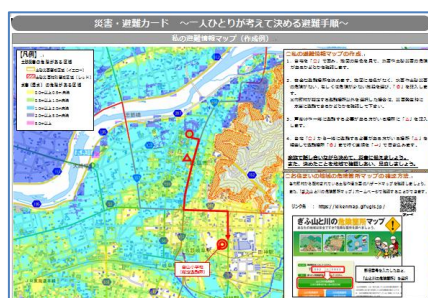
(同意書と計画様式を同封)



避難行動要支援者の「災害・避難カード」作成を通じて、個別避難計画を補完するものとして活用することも考えられる。(取組指針P82)

○災害・避難カード

- ・「災害・避難カード」とは、地域住民一人ひとりが災害発生時に、どんな情報をもとに、どのタイミングで、どこに避難するのか等、災害から命を守る手順を一目でわかるようにしたカード
 - ・住民自らが、過去の災害の記憶(情報)や避難経路上の危険箇所、避難に要する時間、必要な防災対策(要配慮者への声かけ等)を自らの手で整理したうえで、災害・避難カードを作成
 - ・令和4年2月現在、県は「デジタル版災害・避難カード」のウェブサイトを構築中であり、パソコンやスマートフォンで災害・避難カードが作成可能となる予定
- 参考「洪水・土砂災害にあなたと地域が備える」防災ガイドブック
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26852.html>



(3) 個別避難計画の更新

市町村は、避難支援に必要となる情報を適宜更新する。(取組指針P89)

(4) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市町村は、個別避難計画情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から個別避難計画情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織、地域の支え合いのネットワーク等の避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。(取組指針P91)

2-6 発災時における個別避難計画の活用

(1) 避難のための情報伝達

市町村は、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう情報伝達について配慮する。(取組指針P103)

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等実施者は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、作成した個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

市町村は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を避難支援等関係者等に提供し、個別避難計画等に基づき避難支援等を実施する。(取組指針P106)

(3) 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

地域防災計画又は個別避難計画の作成・活用方針等に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや他の避難所等への移送を行う。(取組指針P110)

2-7 個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に個別避難計画情報を提供する場合、市町村は、第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(取組指針P113)

2-8 地区防災計画との連携

高齢者の避難には地域ぐるみの支援が必要であり、地区防災計画の役割が期待される。(取組指針P119)

2-9 避難行動支援に関する共助力の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同

士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。（取組指針P122）

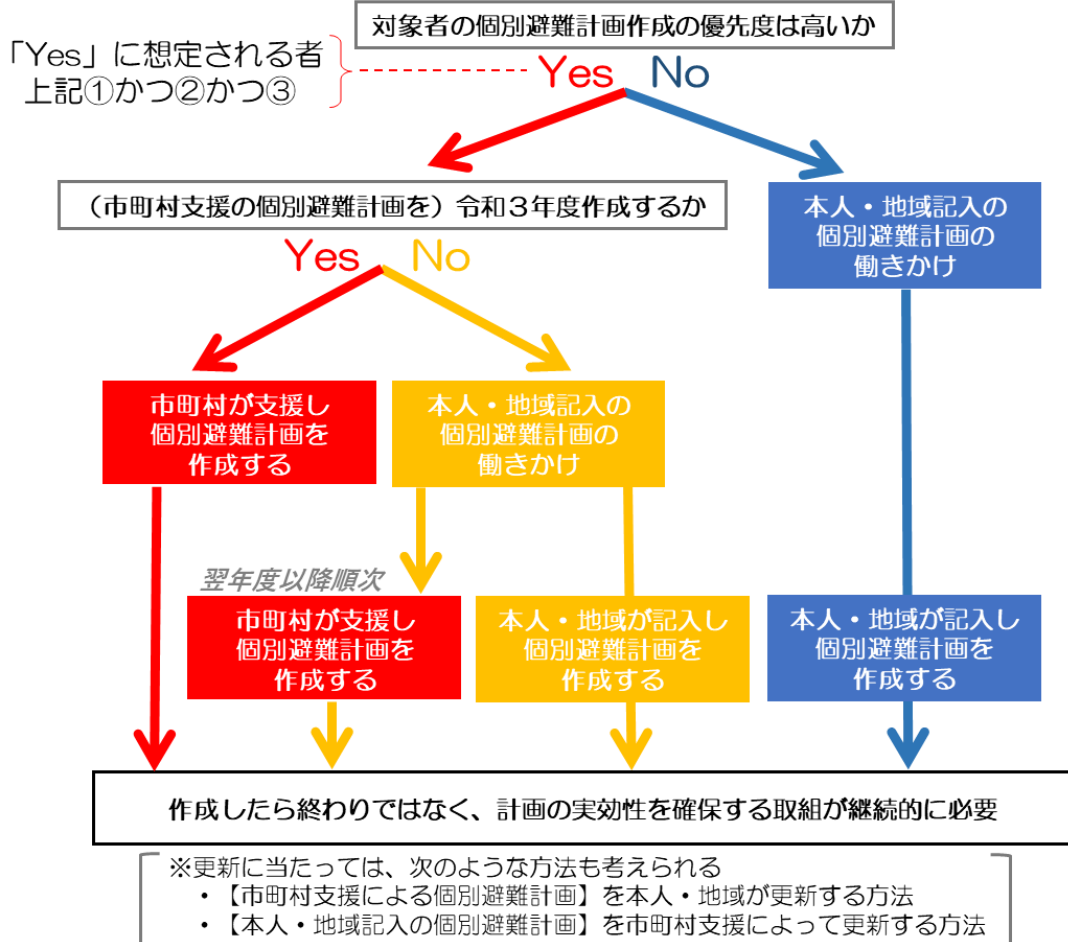
優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ（例）

計画作成の優先度に関する考え方

個別避難計画は、優先度が高い避難行動要支援者から作成することが適当
 ＜考慮すべきポイント＞

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ② 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

令和3年改正法施行後からおおむね5年程度で優先度が高い方の計画作成が完了するように、本年度から作成を始める



【市町村が支援】 【本人・地域が記入】の個別避難計画

- 市区町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が作成する個別避難計画として、
 - ① 市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、
 - ② 本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織が記入する計画（本人・地域記入の個別避難計画）づくりを進めることが適当である。
- 本人・地域記入の個別避難計画も必要な内容の計画とすることができ、市町村支援か本人・地域記入かは個別避難計画の内容の優劣を示すものではないことに留意。

同意を得るための様式例（名簿及び計画）

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男・女
住 所			
避難支援等を必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	☐ 手帳所持	障がい名： 等級：	
	☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	☐ その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
避難支援等実施者 (誰と逃げるか)	氏 名 住 所 連絡先	避難場所及び避難経路 (どこへ逃げるか)	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先、避難支援等実施者、避難場所及び避難経路等）及び障がい名や病名等を、〇〇市町村防災計画に定める避難支援等関係者に提供すること及び個別避難計画を作成・更新・避難支援等関係者へ提供することに、

- ☐ 同意します。
- ☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- ☐ 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。
 ※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

避難行動要支援者名簿(内閣府の例)

[illegible]

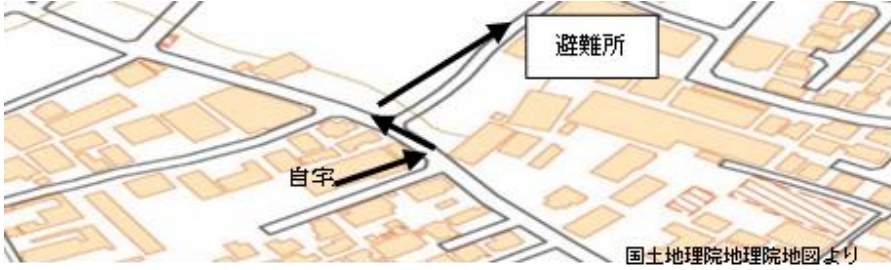
個別避難計画の記入例（内閣府の例・表）

氏名 ※児童の場合は（ ）で保護者の氏名を記入		防災 太郎	
生年月日	昭和△年△月△日	年齢	△歳
住所又は居所	岐阜県□□市□□△-△		
性別	男・女	電話番号	△-△-△
携帯番号	090-△-△	FAX番号	なし
メールアドレス	◇◇@◇.jp		
同居家族等	なし		
避難場所	名 称	□市立□中学校	
	住 所	岐阜県□□市□□△-△	
緊急時の連絡先①	フリガナ	防災 ハナ	
	氏名（団体名）	防災 花子	
	住 所	岐阜県□□市□□△-△	
	連絡先	電話番号 1 : △-△-△ 電話番号 2 : メールアドレス : なし その他 : 不在時は携帯へ 090-△-△	
緊急時の連絡先②	フリガナ	防災 一郎	
	氏名（団体名）	防災 一郎	
	住 所	岐阜県□□市□□△-△	
	連絡先	電話番号 1 : △-△-△ 電話番号 2 : メールアドレス : なし その他 : 不在時は携帯へ 090-△-△	
避難支援等実施者情報①	フリガナ	チキ 知	
	氏 名 (団体名及び代表者)	地区 太郎	
	住 所	岐阜県□□市□□△-△	
	連絡先	電話番号 1 : 080-△-△ 電話番号 2 : メールアドレス : ◇@◇ その他 :	
避難支援等実施者情報②	フリガナ	ケンコウ 桜子	
	氏 名 (団体名及び代表者)	健康 桜子	
	住 所	岐阜県□□市□□△-△	
	連絡先	電話番号 1 : 090-△-△ 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	

※ 代理記入が必要な場合は児童の場合と同様の取り扱いを行うことが考えられる

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「ー」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画の記入例（内閣府の例・裏）

避難時に 配慮しな くはなら ない事項	(あてはまるものすべてに☑) ☑介護保険の認定を受けている【要介護状態区分：要介護3】 ☐手帳所持【障がい名 等級：】 ☐難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている ☐医療機器の装着等をしている ☑立つことや歩行ができない ☑音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐物が見えない（見えにくい） ☐言葉や文字の理解がむずかしい ☐危険なことを判断できない ☐顔を見ても知人や家族とわからない ☐その他
特記事項 自宅で想定 されるハザ ード状況・ 常備薬の有 無等	・車椅子での生活（自操可） ・自宅マンション1階、想定最大規模の洪水が発生した場合、ハザードマップでは2階まで浸水してしまうエリアである（☐☐川の洪水） ・常備薬は☐☐に保管。かかりつけ医は☐☐、主治医☐☐先生 ・左耳が聞き取りにくいいため、話をするときは右側から ・電話を使うことができる ・寝室はトイレの横の部屋
避難支援時の留意事項	
・☐☐区水害ハザードマップ△ページ参照 ・避難所は自宅より徒歩5分程度 ・避難所（☐☐中学校）の前の道には段差があり注意が必要 ・避難所（☐☐中学校）にはEVあり ・避難経路 自宅⇒☐☐信号を左折⇒☐☐交差点を右折⇒直進⇒☐中学校正門 自宅から避難所までの経路図や留意事項を記載している。 	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
 ※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画
(八百津町)

八百津町避難行動要支援者個別計画書（書き方例）

フリガナ	ヤオツ タロウ	性別	男	登録番号	
氏 名	八百津 太郎			生年月日	大正・昭和・平成20年 8月 2日
住 所	〒505-0392 八百津町八百津3903-2			家族構成 同居状況等	例) 息子(55歳)と同居 等
				自治会名	玉井
電話番号	0574-43-2111	メールアドレス	bousai@town.yaotsu.lg.jp		
携帯番号	090-○○-▽△	FAX	0574- 43 - 0969		
避難を手伝ってもらえる支援者の有無	有・無	支援者の 連絡先	氏名 八百津 ハナコ 電話番号 ○○-□□□□ 支援者との関係 民生委員		
担当ケアマネジャー・相談員などの有無	有・無	担当者の 連絡先	氏名 和知 太郎 電話番号 ○○-□□□□		
介護サービス・障がい福祉サービス その他福祉サービスの受給の有無	有・無	サービスの 内容	会社名 健津サービス 電話番号 ○○-□□□□ 例: デイサービス 等 内容 訪問介護		
医療関係情報	かかりつけ医療機関・電話番号 八百津記念病院・0574-43-2111 岐阜県病院・0574-43-2115	既往歴又は治療中の傷病名 糖尿病 関節リウマチ	血液型 A		
内服薬の有無	有・無	有の場合、薬の名前をご記入ください。 お薬手帳のコピーでも可 ビグアナイド薬			
支援内容	避難をする際、持ち出すもの(杖など)や配慮してほしいことなど 足腰が痛み動けないことがあるため、避難をする際、補助がほしい。				
避難場所	想定される避難先をご記入ください。 八百津町ファミリーセンター	自宅付近の略図 (自宅付近の目印になるものをご記入ください。)			
特記事項	(例) 耳が聞こえづらい、町外に親族がいる等 町外に親族あり。 可見市○○△△-▽ 八百津花子 (電話番号) 0574-■■■-□□				

第3章 避難生活における要配慮者支援

平常時の備え

3-1 避難所の組織体制と応援体制の整備

1 組織体制、人的体制

(1) 市町村における準備体制

平常時から市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、関係部局等が協力して「避難所運営準備会議（仮称）」を開催するなど、要介護高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等への支援を十分に考慮して、災害時の対応や役割分担を決めておく必要がある。

(2) 災害時の避難所運営要員確保の準備

東日本大震災においては、「要配慮者の多様な生活課題を相談できる窓口を設置するための人員など、避難所を運営するための人員が確保できず、要配慮者への十分な対応をすることができなかった」などの反省点が浮き彫りになった。また、熊本地震においても、下記のような状況が報道されたところである。

【熊本地震におけるマンパワー不足の状況】

- ・ 避難所運営に当たる市町村職員の人員不足
- ・ 市の調整が追い付かないため、福祉避難所への入所希望者が多数存在
- ・ 福祉避難所の支え手が確保できないため、協定が活かせず、福祉避難所が大幅に不足
- ・ 福祉避難所の指定を受けていても、人手不足のため本来の機能を発揮できない施設が発生。

こうした状況を踏まえると、発災後に人材確保の対応を始めるのでは、迅速な対応は困難である。

したがって、市町村においては、平常時より以下に掲げる取組み等を行い、避難所運営のための人材確保に努めることが望まれる。

① 市町村職員の確保

市町村は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備しておく。

② 関係機関との連携

市町村は、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、高齢者・障がい者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を確保し、災害時において人的支援を得られるようにする。

③ 地域住民の参画

大規模災害においては、行政だけで避難所運営に当てることは難しく、地域住民が避難所運営に当てることとなる。よって、市町村はその旨を日ごろから住民向けに周知するとともに、その避難所運営において要配慮者に次のような一定の支援が図られるよう、平常時から自主防災組織、地区代表者等との間で連携体制を構築しておく。

- ・避難所内での要配慮者用スペースの確保
- ・必要な育児・介護・医療用品の調達
- ・在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携

④ 他自治体との連携

大規模災害においては、自治体全域が被災し、人材が不足することが考えられるため、市町村は他の自治体と職員派遣の相互応援協定を締結するなど協力体制を構築しておく必要がある。

⑤ ボランティアの受け入れ

市町村は、防災ボランティア養成講座の開催や訓練を実施するなどし、ボランティア養成に取り組むとともに、災害時における避難所へのボランティアの受け入れ方針について検討しておく。

(3) 研修の実施

県及び市町村は、様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者（市町村職員だけではなく、地域住民も含む）を対象とした研修を実施する。

3-2 要配慮者に配慮した避難所の整備

市町村は、災害発生時に要配慮者を含む多くの被災者が避難生活を送ることになる指定避難所について、法令に定める基準に沿った整備や災害時に応急的に必要となる物資等の備蓄等を行っておく必要がある。

また、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所として、福祉避難所を確保することも必要である。

1 指定避難所の指定・整備等

(1) 指定避難所の指定

① 指定避難所として適切な施設

市町村が避難所として指定する施設については、法第49条の7に規定する政令で定める基準に沿って指定するが、要配慮者の生活面を考慮すると、避難所として指定する施設はバリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましい。

② 施設管理者との事前取り決め

避難所をあらかじめ指定しようとする際には、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、福祉避難室・福祉避難コーナー（応急的な措置として、一般の避難所内に要配慮者に配慮したスペースを設けたもの）の設置、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

【参考：福祉避難コーナーの設置（京都府）】

- ・ 福祉避難所として対応できる施設には限りがあることから、体育館などの一般避難所においても要配慮者の支援が必要となってくる。
- ・ 京都府では、全国で初めて一般避難所のユニバーサルデザイン化に着目し、要配慮者にも対応できる「福祉避難コーナー設置避難所」の整備を進めることとし、ガイドラインを策定。
- ・ 福祉避難コーナーとは、体育館などの避難所に、間仕切りなどで囲いを作って歩行困難な方のためのベッドコーナーや更衣室、授乳室など要配慮者のニーズに対応できるコーナーのこと。（市町村によっては、「福祉避難室」など呼び方は異なる）

(2) 指定避難所となる施設の整備について

① 指定避難所のバリアフリー化

平常時より、避難所として指定する施設をバリアフリー化等しておくことが望ましい。その際、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業により、その工事費を国費により補助する等の支援が講じられているので、その活用等も検討する。

② 学校施設の整備

避難所となる学校施設の整備については、公立学校施設整備事業等の支援が講じられており、文部科学省の「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設に関する検討会」において「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成 23 年 7 月 7 日）が取りまとめられているので、これを参考にする。

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（抄）

（平成 23 年 7 月）

第 2 章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

（1）今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について

○バリアフリー化

- ・災害時における高齢者や障がい者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障がい者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要である。なお、バリアフリー化を行うことは、要援護者に限らず、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効である。

2 指定福祉避難所の指定・整備等

指定福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。

災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が指定福祉避難所を設置した場合、おおむね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、（段ボール）ベッド、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

指定福祉避難所においては、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者がその状態に応じて安心して生活ができるよう、以下の記述に従って整備しておくことが適切である。

（1）指定福祉避難所の指定・公示

① 指定の要件

法第 49 条の 7 に規定する政令では、指定福祉避難所の指定基準を定めている（法施行令 第 5 章の 2 第 20 条の 6 第 5 項）。

指定福祉避難所の要件は、その基準に沿って、指定福祉避難所の対象となる者の数や現況などを踏まえて市町村が定めるものであるが、例えば以下の要件が考えられる。

- i) 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。〔地震、火災〕
 - ・ 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。〔土砂災害〕
 - ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。〔水害〕
 - ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- ii) 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- iii) 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
 - ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

こうした要件を満たす施設としては指定避難所（小・中学校、公民館等）、老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設等）、障がい者支援施設等の施設（公共、民間）、保健センター、特別支援学校、宿泊施設（公共、民間）などが考えられる。

このうち、生活相談員等の確保という観点からは老人福祉施設、障がい福祉施設及び特別支援学校等の施設を活用することが適切である。

ただし、特別養護老人ホーム等の入所居住型施設については、災害時において指定福祉避難所として利用した場合に、本来の入所者の処遇に甚大な支障が生じないかどうか確認すること。

また、小中学校を指定福祉避難所として利用する際には、器具や人材を確保する必要から立ち上げが遅くなることにも留意する。

② 指定福祉避難所の指定

市町村は、指定福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び指定要件等を踏まえ、指定福祉避難所として指定する施設を選定し指定する。

③ 指定福祉避難所の公示

指定福祉避難所を指定したときは、その施設の名称、所在地及び受入対象者を特定する場合にはその旨を公示する。

受入対象者を要配慮者全体とする場合でも、受入を想定していない被災者等が避難してくることのないよう、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示する。

④ 事業者との事前の協定

市町村は、指定福祉避難所の設置・運営に関して、指定福祉避難所として指定する施設との間で協定を結ぶことが望ましい。協定には、設置手続き、指定福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にしておく。

【熊本地震における避難所不足】

熊本市は、事業者ら8団体と協定を結び、176か所を福祉避難所に指定し、最大1,746人が避難できる計画だったが、発災1週間後で受入れは25施設で計64人のみであった。

【能登半島地震における避難所不足】

大きな被害を受けた能登地方の6つの市町で、40か所の指定福祉避難所と協定を締結していた31か所の福祉避難所、合わせて71か所のうち、開設されたのは13か所のみであった。

(2) 受入対象者の特定・直接避難の促進

市町村は、指定福祉避難所の受入対象者を特定することにより、避難者数、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の検討・備蓄、設備準備等を一層進めるとともに、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障がい者等の指定福祉避難所への直接避難を促進する。

指定福祉避難所の受入対象者は、当該指定福祉避難所の通常サービスにおけるサービス対象者や平素から利用している者、当該指定福祉避難所の体制などの実情等を踏まえて特定する。

(3) 福祉避難所の量的確保

① 必要数の算定

障がい等の特性に配慮し、指定福祉避難所が必要数確保されることが適切である。必要数の算定に当たっては、要配慮者とその家族まで想定することが望ましい。

また、熊本地震や能登半島地震においては計画どおりに指定福祉避難所が機能しなかったことを踏まえ、こうした不測の事態に備え、より多くの指定福祉避難所を確保しておくことが望ましい。

② 県との連携

県の施設であっても、直ちに指定対象から除外して考えるのではなく、県と適切に連携し、福祉避難所の量的確保に努めるものとする。

③ 指定福祉避難所以外の施設の確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、市町村は、老人福祉施設、障がい福祉施設及び特別支援学校等の施設における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応する。

また、県は、施設等を有する事業者に対し、同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

なお、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。

④ 要配慮者の希望に応じた避難のための他自治体との連携

被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、市町村は、他の市町村等と協定を締結しておくことが望ましい。

⑤ 分散指定

福祉避難所の指定について、要配慮者及びその家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮したうえ、分散指定（例えば小学校区に1箇所程度）を行うことが望ましい。

3 指定避難所等の周知

(1) 指定避難所の周知

- 避難所を指定した際の広報媒体として、要配慮者に配慮した点字版、音声版、拡大文字版や多言語版などを作成することが望ましい。
- 市町村は、避難所として指定した施設については、避難所である旨を要配慮者にも分かりやすく当該施設に表示しておく。

(2) 指定福祉避難所の周知

- 指定福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（名称、場所、受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、分かりやすいパンフレット等の作成や、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図るなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知する。
- また、同時に指定福祉避難所は、より専門的な支援の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、指定一般避難所等で生活可能な避難者に対しては、受入対象としない旨についてあらかじめ周知徹底しておく。その際、要配慮者が自分に合った避難所を選択できる状況となるように努めることが望ましい。

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水の備蓄を検討する。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合には、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成する。その際、疾病上の食事制限者や食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄する。

(2) その他備蓄品の備蓄等

市町村は、被災者の生命、身体を保護を優先とし、次の備蓄を検討しておく。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましい。

① 要配慮者対応に必要な物資例

市町村は、施設管理者と連携し、避難所において次に例示する物資や器材の備蓄を図ることが望ましい。特に指定福祉避難所として指定された施設においては、各要配慮者の特性に応じた福祉用具を備えておく。

- ・介護用品（紙おむつ）、衛生用品
- ・毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・携帯トイレ、ベッド、担架、パーテーション
- ・車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- ・（外国人の受入れを想定する場合）外国人に配慮し、多言語化した案内表示等

【参考：岐阜県福祉避難所等福祉用具整備事業費補助金】

- ・市町村における福祉避難所等の運営にあたって必要となる福祉用具の購入経費を支援
- ・補助率：1／2
- ・対象資器材：車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロンなど
- ・事業実施期間：令和7年度から令和9年度（予定）

② 電源の確保

避難所に人工呼吸器などの医療機器を利用する要配慮者を受け入れるには、電源の確保が必要であるため、自家発電装置、非常用発電機が避難所には設置されていることが望ましい。

3-3 平時における要配慮者の特性に応じた情報提供

市町村は、要配慮者が災害時に速やかに行動できるよう、平時から災害への準備や災害時に受けられる支援を、要配慮者の特性ごとに整理し、関係団体等と連携し、情報提供を行う必要がある。

その際、要配慮者の特性に応じた様々な手段・媒体を検討し、伝達の方法を工夫する。

【参考：岐阜県ホームページによる障がいの特性に応じた情報発信】

- 県では、障がいの特性に応じて災害時への備えや災害時に受けられる支援を整理し、ホームページに掲載している。

県ホームページ URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/423403.html>

(例) ※肢体障がい者向け


災害に備える

肢体障がい者向け

障がいに応じた備蓄と支援ガイド

災害への備えをしよう

障がいに応じた準備

無理のない範囲で、地域の人たちに肢体障がい者だと知ってもらいましょう

- 地域の防災訓練には積極的に参加する

通っている福祉施設などで災害があった場合にはどうするのか等、避難の練習をしておきましょう

「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」について、住まいのある市町村に確認しましょう

誰もが行う準備

普段使用している福祉用具、補装具の点検・整備をしましょう

- 車いすや杖、歩行器は普段からそばに置いておく

身の回りの安全対策をしましょう

- 窓ガラスが割れたときに備え、飛散防止対策（カーテンを引く、フィルムを貼る）をする

居住スペースは、できるだけ避難のしやすい1階を選び、自分でドアを開けられるかなど、確認しましょう

- 重い物が通れる幅を常に確保する

防災情報の収集ができるツールを準備・確認しましょう
(ラジオ・テレビ・スマホなど)

- 正確な情報の入手方法を準備しておく(市町村のメール配信など)

災害用伝言サービスの使い方を確認しましょう

171

避難経路の確認をしましょう

- 生活している部屋から屋外へ逃げる経路を確認しておく
- 避難する避難場所を確認しておく

岐阜県


災害に備える

肢体障がい者向け

障がいに応じた備蓄と支援ガイド

準備するもの

●床ずれ対策ができるもの
(クッション、まくら等)

●日常的に服用している処方箋など
(3日分以上)

●お薬手帳(コピー)

●車いす(専用かっぱ)

●杖

※電動車いすの場合、バッテリーや充電器(予備も)

紙おむつや携帯トイレなど、自分に合った排泄処理用具

ヘルプマーク・ヘルプカード

携帯し、提示することで、配慮が必要であることを知らせることができ、配慮を受けやすくなります。必要に応じて準備してください。




災害時に受けられる支援

障がい者世帯が対象

県・市町村・社会福祉協議会等から受けられる支援です。災害の被害状況により、受けられる支援が変わりますので、それぞれの窓口へお問い合わせください。

当面の生活資金や生活再建の資金が必要な時

- 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害復旧費))

住まいを補修したい時

- 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))

支援の種類 貸付(融資)

お問い合わせ 岐阜県社会福祉協議会、お住まいの市町村社会福祉協議会

子どもの養育・就学を支援してほしい時

- 児童扶養手当等の特別措置(所得制限の特別措置)

支援の種類 給付

お問い合わせ お住まいの市町村

税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい時

- 障害福祉サービス等の利用費負担金の減免

支援の種類 減免

お問い合わせ 岐阜県、お住まいの市町村 障害福祉担当窓口

岐阜県

28

3-4 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

市町村は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営のマニュアルを作成し、要配慮者に対する必要な支援を含め、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法を明確にしておく必要がある。

また、県は市町村のマニュアル作成及び質の向上のため、避難所運営ガイドラインの作成や、研修会の開催など市町村の支援を行うものとする。

以下に、福祉避難所の運営マニュアルの項目（例）を示す。

第1章 基本的な考え方

- 1 趣旨
- 2 位置づけ
- 3 用語

第2章 平常時における取組み

第1節 市町村による取組み

- 1 福祉避難所の対象となる者の把握
- 2 福祉避難所の指定
- 3 福祉避難所の周知
- 4 物資・器材、移送手段の確保
- 5 福祉避難所の設置・運営体制の事前準備
- 6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人による取組み

- 1 職員に対する理解促進及び開設場所の特定
- 2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

第3章 災害時における対応

第1節 市の対応

- 1 福祉避難所の開設
- 2 介助員の確保
- 3 介護職員ボランティアの要請
- 4 必要物資の確保
- 5 福祉避難所利用者の選定
- 6 福祉避難所の利用
- 7 開所後の設置・運営事業所の支援
- 8 福祉避難所の統廃合及び閉所

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結事業者の対応

- 1 福祉避難所の開設
- 2 準備及び利用者の受入れ
- 3 利用者の支援
- 4 請求
- 5 福祉避難所の統廃合及び閉所

発災時の対応

3-5 避難所の開設

1 避難所運営等の基本方針

- (1) 市町村は、避難所を運営するに当たっては、フェーズ（発災直後、展開期～安定期、撤収期など）に分類し、避難所のフェーズごとに、レイアウト作り等のハード面だけでなく、その運営等に係るソフト面についても、最優先すべき事項や重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応していく。
- (2) 市町村の災害対策本部の下に、各避難所における被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましい。
- (3) 避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、市町村は、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障がい者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から臨機応変に対応することが望ましい。
- (4) 避難所を運営するに当たっては、避難所で生活する避難者だけでなくその地域で在宅避難生活を送る者も支援対象とし、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とすることが適切である。
- (5) 超大規模な災害時は、避難者が大量に発生し、予定している避難所だけでは大きく不足することが想定されることから、避難所への入所について、市町村は、要配慮者を優先的に入所させたり、住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者は自宅で留まるよう誘導することも検討しておく。

2 避難所運営責任者の役割等

市町村は、避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し避難所の運営を行い、その運営責任者は、以下の点に留意する。

- (1) 避難所に避難した被災者の人数、性別、国籍、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など要配慮者の状況等を速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備する。
- (2) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握、調整するため、常に、市町村災害対策本部や近接する他の避難所と連絡をとる。
- (3) 分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等を避難所に滞在する避難者へ周知する。
- (4) (1) の名簿に基づき、常に被災者の実態や需要を把握する。病院や指定福祉避難所など他の避難先へ搬送が必要な場合は、市町村災害対策本部と連携をとり、速やかに対応する。

特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市町村と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましい。
- (5) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、「要配慮者支援連絡会議（仮称）」を適宜開催するなど、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有することが適切である。関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を派遣し、外部からの人材を活用することが適切である。
- (6) 避難所において物資を配布する際、生理用品や下着等の女性用品は、女性が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど、配布方法を工夫する。
- (7) 避難所に避難している要配慮者の状況に応じて、適切な避難所等への搬送を検討するためには、ある程度の専門性が必要となるが、災害時に専門性を有する人的資源を十分に確保することは、困難が想定される。最近の研究においては、特別な知識がなくとも、スクリーニングすることができる判断基準が示されているため、これらを柔軟に活用し、市町村災害対策本部と連携をとり、速やかに対応を検討する。

3 指定福祉避難所運營業務チェックリストの活用

市町村は、指定福祉避難所の運営に当たっては様々な業務を実施することになるため、国のガイドラインに基づいた「指定福祉避難所運營業務チェックリスト（巻末参考資料集）」を活用の上、避難所を運営する際の参考とされたい。

3-6 避難所における要配慮者への対応

1 指定福祉避難所の設置

- (1) 市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合（災害時）で、警戒レベル3高齢者等避難が発令された場合などには指定福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。また、一般の避難所等に避難してきた者等で指定福祉避難所の対象者がおり、指定福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、指定福祉避難所を開設する。
- (2) 指定福祉避難所には、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の被災者を受け入れないようにする。ただし、要配慮者の家族や要配慮者の介護等の支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて指定福祉避難所に避難させて差し支えない。
- (3) 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で指定福祉避難所を設置する施設等の協力を得る。

2 指定福祉避難所の管理・運営

- (1) 指定福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行う者（ホームヘルパー等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (2) 指定福祉避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活の支援を行う。
また、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置する。
- (3) 要配慮者の支援に当たっては、市町村職員や関係機関、ボランティア等多数による支援が想定されるため、誰がどのような支援を行っているのか共有できるよう、支援者名・所属・連絡先・支援内容等についてまとめた名簿を作成するなど工夫する。

3 要配慮者の特性に配慮した避難所の環境整備

- (1) 指定避難所については、必要な場合に要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室・福祉避難コーナーのスペースについて考慮しておく。

また、これらの設置に当たっては、一般の避難所環境と比べて劣悪な環境としないことに留意するとともに、被災者の状況を把握した上で、個室への入室等を調整し、優先順位が高い被災者から被災者自身の選択で個室へ入室できるようにすることが適切である。ただし、感染症患者の場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず入室を要する場合もあるため、被災者の理解に努める。

- (2) 福祉避難所において資器材が不足した場合は、「岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定（巻末参考資料）」第9条の規定により定めた実施要領（巻末参考資料）に基づき、市町村は資器材及び備蓄品（以下「資器材等」という。）の融通を県に依頼する。

また、県は「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」に基づき、（一社）日本福祉用具供給協会と相互に連携して、福祉用具などの物資を確保することとなっているため、不足する資器材について県に調整を依頼する。

- (3) バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- (4) 人工呼吸器を使用する難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備することが適切である。
- (5) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応について意見を聞き、照明の増設など環境改善を行う。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。
- (6) 避難所におけるプライバシーや、安全・安心な空間を確保するため、避難所開設当初から、授乳室、男女別のトイレ・更衣室・物干し場等を設置する。

4 避難所における要配慮者への情報提供

- (1) 市町村は、各避難所へ医療チーム（医療救護班、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等）や岐阜D W A T（災害派遣福祉チーム）の専門的支援者が派遣された際、避難所にいる要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行う。
- (2) 市町村は、障がい者への情報提供に当たり、障がい者団体やボランティア団体等と連携し、情報提供を行う。特に視覚障がい者や聴覚障がい者をサポートする人員の配置等が必要である。
- (3) 視覚障がい者や聴覚障がい者には情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、伝達の方法を工夫する。
 - ・聴覚障がい者に対しては掲示板、F A X、手話通訳や要約筆記、文字放送等
 - ・視覚障がい者に対しては点字、音声等
 - ・盲ろう者に対しては触手話、指文字、指点字、手書き文字等
 - ・知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者に対しては分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

なお、県とN P O法人障害者放送通信機構との「災害時における障がい者支援に向けた包括的連携協定」に基づき、聴覚障がい者向け字幕・手話放送受信機の優先設置等が可能であるため、必要に応じて県へ調整を依頼する。

- (4) 市町村は、視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者は、自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるので、被災地における障がい者団体のコミュニティ等を通じて、障がい者同士がこうした情報を得られる環境・場の設定や体制作りを検討する。
- (5) 外国人については、日本語を解せない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、市町村は、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語や外国人にとってわかりやすいように配慮された「やさしい日本語」による情報提供、絵や写真、ピクトグラムの提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮すること。

5 避難所における要配慮者相談窓口の設置

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅避難者の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、市町村は避難所に要配慮者の相談窓口を設置する。その際、女性の障がい者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが望ましい。
- (2) また、相談窓口を通じて把握した要配慮者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市町村へ、市町村でも対応できない場合は、市町村を通して、県等に専門的支援者の派遣等について要請する。
- (3) 市町村は、前項4の(5)の情報提供の他、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じ、通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮すること。

6 避難所における食料や食事に関する配慮

(1) 提供する食料の質の確保

市町村は、食料の提供に当たり、管理栄養士の活用等により避難の長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者等）に対する配慮等、質の確保についても配慮する。

(2) 食事の原材料表示

市町村は、食物アレルギーの避難者が安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする。

(3) 避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供

市町村は、避難所において、食物アレルギー避難者の誤食事故防止に向け、要配慮事項を周囲に伝えるため、周りから目視確認できるよう食物アレルギーの対象が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用する。

(4) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

市町村は、文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食品がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮する。

(5) 水分摂取への配慮

トイレの回数を減らす等の理由で水分摂取を控えたため、脱水症状による脳梗塞やエコノミークラス症候群を発症する等のケースが多発することから、市町村は、避難者がこまめに水分補給できるよう配慮する。

7 避難所における福祉サービス等との連携（社会福祉施設等への入所等を含む）

- (1) 市町村は、常時の介護や支援が必要となった者について、速やかに特別養護老人ホーム等への入所手続きを行うとともに、医療が必要と思われる者については、医師による診察を開始し、診察の結果、専門的治療が必要な場合は、医師を介して病院等への入院手続きをとる。また、こうした状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておく。
- (2) 指定福祉避難所で生活する避難者については、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、市町村は、避難者の状態や意向を把握のうえ、関係部局と連携を図り、福祉仮設住宅や高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）等への入居又は社会福祉施設等への入所等を支援することで、早期退所が図られるように努める。

3-7 応援体制の整備

1 応援要請

- (1) 被災市町村の職員のみでは支援要員が不足する場合には、市町村は、速やかに県に対し、避難所を運営する職員のほか、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請する。県は、災害対策本部（避難所支援チーム）でこうしたニーズを把握し、迅速に対応するとともに、必要に応じて国へ応援を要請する。
- (2) 医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援の仕組みを設けているものもあることから、市町村は県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましい。
- (3) 県は、市町村の要請により、福祉避難所や一般避難所において要配慮者へ福祉的ケアを行うため、岐阜DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を行うほか、防災資器材についても、関係団体と調整の上、必要な資器材の融通が円滑に行われるよう支援する。

【岐阜DWA T (Disaster Welfare Assistance Team) について】

(1) 活動内容

被災した高齢者や障がい者などの要配慮者が、避難所等で十分な介護・福祉サービスなどの福祉的ケアを受けられるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを編成し、避難所等に派遣し支援活動を行う。

① 一般避難所において

- ・ 生活支援（見守り、食事、排せつ等の介助）
- ・ ニーズの掘り起し（要配慮者の発見等）
- ・ 福祉的アセスメント（要配慮者の状態を見極め、必要とするサービスにつないだり、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送等のコーディネート）

② 福祉避難所において

- ・ 福祉避難所の開設、運営補助（物資搬入、要配慮者受入れ業務等）
- ・ 生活支援（見守り、食事、排せつ等の介助）
- ・ 要配慮者の搬送補助（社会福祉施設への緊急入所、医療機関への搬送等のコーディネート）

(2) 活動時期

発災後、概ね3日から1ヶ月以内の間

(3) 登録要件

岐阜DWA Tの派遣に協力する施設等の職員で、岐阜DWA Tの活動に必要な知識等の向上を図るためのビギナー研修を受講した職員

(R6.10 現在 262 名)

(4) チーム編成

福祉職（高齢、障がい、児童、保育等）5名程度で1チームを編成

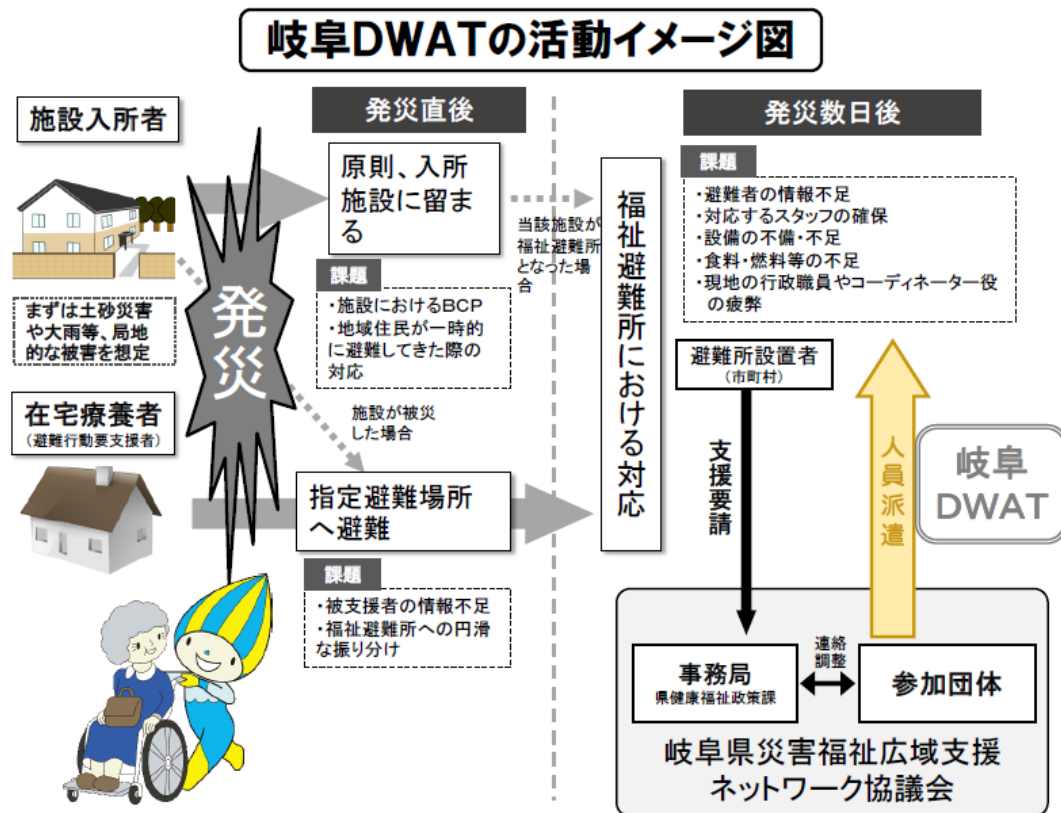
(5) 派遣基準

- ① 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合で、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して派遣要請があったとき。
- ② 県外で災害が発生し、国または他の都道府県から岐阜県に岐阜DWA Tの派遣要請があった場合で、岐阜県が派遣を必要と認めたとき。

(6) 要請方法

県災害対策本部内に設置される「避難所支援チーム」へ岐阜DWA Tの派遣を要請する。（所管：健康福祉政策課 内 3219）

岐阜DWATの活動イメージ図



- (4) 県（外国人活躍・共生社会推進課）及び（公財）岐阜県国際交流センターでは、市町村単独では対応が困難な大規模災害時に「岐阜県災害時多言語支援センター（（公財）岐阜県国際交流センター事務所内）」を設置し、市町村からの依頼に基づき、外国人支援に必要な翻訳や通訳ボランティアの派遣調整などの支援を行う。

2 ボランティアとの連携

- (1) 被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、市町村は、ボランティアと積極的に連携する。
- (2) ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市町村は、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図る。

- (3) 市町村は、ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供する。

【要配慮者に対応したボランティアの種類・活動（例）】

対象・分野	期待されるボランティアの種類・活動
高齢者・身体障がい者	ホームヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員等
視覚障がい者	ガイドヘルプ、点訳 等
聴覚障がい者	手話通訳、要約筆記 等
盲ろう者	盲ろう通訳・介助員、手話通訳 等
妊産婦	助産師
乳幼児	保育士、幼稚園教員 等
メンタルヘルス	精神保健福祉ボランティア、心理カウンセラー 等
外国人	通訳ボランティア、翻訳ボランティア 等
その他	要配慮者の安否確認、歩行訓練士、義肢装具士、福祉機器の専門家 等

3-8 在宅避難者への配慮

- 市町村は、法第90条の3に基づき作成する「被災者台帳」の活用等により在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。
- 市町村は、在宅避難者に対し、自治会等の巡回相談などにより見守り機能を充実させ、特に支援が必要となる要配慮者等に対して適切な対応を図ることで、情報や支援物資、医療、福祉等のサービスが行き届くよう必要な措置を講じる。
- 市町村は、在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

第4章 社会福祉施設等における要配慮者支援

平成28年の台風10号に伴う豪雨により、岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設で9名の利用者が亡くなるという被害が発生した。

これを受け、平成29年6月の「水防法等の一部を改正する法律」施行により、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設（以下「施設」という。）であって、市町村地域防災計画に定められたものについて、避難確保計画作成と市町村への報告並びに当該計画に基づく訓練の実施が義務化され、こうした施設においては、水害・土砂災害に対して適切な避難行動がとられるよう、平常時からの備えをより強化しなければならない。

平常時の備え

施設の管理者は、法令等で定めるところにより、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、施設における災害予防対策を推進する。

4-1 施設における防災組織体制の整備

1 防災組織の設置

施設の管理者は、防火管理者の下に、平常時より施設の職員により構成する防災組織を設置するとともに、施設の規模や利用者、職員数等を考慮し、施設の実態に即した組織体系として、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を編成し、防災業務を担当させる。

【防災組織班編成・業務分担（例）】

班名	業務例（平常時）	業務例（災害時）	責任者名	班員
情報班	・ 関係機関との連携網整備 ・ 災害時情報収集体制整備	・ 情報の収集と伝達 ・ 消防機関等との連絡調整 ・ 他の社会福祉施設との支援調整 ・ 職員への連絡、調整 ・ 利用者家族への連絡		
消火班	・ 消火器等の点検 ・ 施設設備の防災対策	・ 火気等の遮断の確認 ・ 消火器等による消火活動		
救出・救護班	・ 救護運搬用具の点検・配備 ・ 医薬品等の点検、準備	・ 負傷者の救護、応急処置 ・ 医療機関への連絡		

安全指導班	・避難場所や経路等の確認	・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・避難経路の障がい物の除去 ・非常口の開放		
応急物資班	・備蓄品の選定、点検 ・非常時用持ち出しセットの確認等 ・備蓄品リストの作成	・食料、飲料水等の確保及び搬出 ・備蓄品の補給に向けた関係事業者との連絡		

2 職員動員体制の確立

施設の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制や、早朝・夜間・休日における職員参集基準（職員の役職、居住場所、交通手段なども考慮すること）など初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、利用者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制も整備する。

3 チェックリストの整備

災害時においては、施設内外の混乱から平静を失ってしまうため、救助・避難対策に誤りが発生しやすくなると考えられる。そこで、施設の管理者は、そうした誤りによって起こりうる二次災害を防ぐためにも、重要な応急対策について列挙したチェックリストを災害の類型別に整備する。

4 避難確保計画及び避難訓練に対する市町村長による助言・勧告について

水防法第15条の3第6項及び土砂災害防止法第8条の2第6項において、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けた市町村長は、必要に応じて、施設の管理者等に対して助言・勧告することとされた。

市町村においては、防災部局と福祉部局等が協力して施設の管理者等に対して適切に助言・勧告するための体制を構築することとされたい。

【地震時の応急対策チェックリスト（例）】

【災害予測】 ☐ 施設の立地環境を確認し、起こりうる災害を予測した。
【応急対応】 ☐ 二次災害を防ぐために火元の点検を行いガス元栓を閉鎖する等の措置を行った。 ☐ エレベーターの使用中止を指示した。
【安否確認】 ☐ 利用者名簿等に基づき施設外の利用者の安否を確認した。 ☐ 利用者の安否及び負傷の程度を施設長へ報告した。
【消火活動】（火災発生時） ☐ 電気器具やライター等の使用中止を指示した。 ☐ 防火戸や防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止を図った。 ☐ （施設内だけで対応困難な場合）消防署へ連絡した。
【救護活動】 ☐ 建物損壊等に備えて非常用出口を確保した。 ☐ 負傷者の有無確認、応急手当の実施、安全な場所への誘導を行った。 ☐ 負傷者を近隣病院へ移送した。
【情報の収集等】 ☐ 施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報を収集した。 ☐ 職員や職員家族の安否を確認した。 ☐ テレビやラジオ、インターネット等により、災害について情報収集を行った。 ☐ 伝言ダイヤル等により利用者の保護者等との連絡を行った。 ☐ 市町村担当課やライフライン運営者等の関係機関に被害情報を報告した。
【避難誘導】（避難が必要な場合） ☐ 利用者への避難誘導連絡を行った。 ☐ 担架・車いす・スリッパ・ヘルメット・ロープ・プラカード・ゼッケン等の必要品を準備した。 ☐ 利用者名簿やカルテ、常備薬等が入った非常持ち出し袋を準備した。 ☐ 避難経路や避難場所等の状況を確認した。 ☐ 避難後、点検等を行い利用者の安全を確認した。
【施設が使用不能となった場合】 ☐ 入居者等を家族等へ引継ぎ依頼した。 ☐ 他の施設等と連絡をとり、利用者の受入れを依頼した。

【風水害時のチェックリスト（例）】

[警報等が発表された場合]	
【指示体制の周知と情報伝達】 ☐ 情報の収集と防災対策のための職員参集 ☐ 市町村担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備 ☐ 指示体制の一本化と職員への周知 ☐ 利用者及び職員への定期的な情報提供(及び緊急避難時の冷静な行動指示) ☐ 初動体制の準備(避難方法の確認、警戒態勢の準備)	
【役割分担別の準備・確認】 ☐ 火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック ☐ ライフラインや給食等の設備点検 ☐ ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかの点検 ☐ 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、利用者の健康状態把握 ☐ 備蓄食料、器材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護 ☐ 利用者の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認	
【安全対策の実施】 ☐ 状況別の避難先の選定(施設内、広域避難場所) ☐ 避難時の適切な服装(雨具、防寒具、長靴、ヘルメット等)、移動手段準備 ☐ 避難手段、避難経路、誘導経路、避難名簿の準備 ☐ 被害予想に基づく家族等への引継ぎの要否判断	
[災害発生時の対応]	
【避難手段と経路選択】 ☐ 正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断 ☐ 施設入所者等が安全に避難できる時間を考慮し、早めに避難の必要性判断 ☐ 市町村からの「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」への対応	
【避難誘導】 ☐ 避難先と避難経路の選択 ☐ 避難時、避難場所、避難生活での入所者の安全と健康管理への注意	
【避難不要な場合】 ☐ 備蓄食料、利用可能な設備や器具を利用して利用者の安全確保を実施 ☐ 負傷の状況に応じた応急処置と病院への移送	
【安全点検の実施】 ☐ 施設の設備の点検と清掃の実施	
【施設が使用不能となった場合】 ☐ 入所者を家族等への引継ぎ依頼 ☐ 他の施設等へ受入れ依頼	
【必要な連絡の実施】 ☐ 市町村など防災関係機関に状況を連絡 ☐ 必要な支援について要請	
【その他（各施設における対策）】	

4-2 関係機関、地域住民及び民間団体等との連絡・応援体制の確立

1 緊急時連絡体制の確立

施設の管理者は、消防署等との非常通知装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を県及び市町村に情報提供しておく。

また、地域住民、ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係を構築する。

なお、これら関係機関や応援主体との情報伝達が災害時において円滑に進むよう、それらの連絡先をまとめた「緊急連絡先一覧表」を作成する。

※ 緊急連絡先一覧表記載対象機関の例

県、市町村担当課（防災、福祉部局）、消防署、警察署、近隣病院、町内会（自主防災組織）、ライフライン業者（電気、ガス、水道等）、民生・児童委員、ボランティア団体、関連社会福祉施設

2 施設相互間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、災害発生時における緊急入所及び施設の被災に伴う転所等に即応する体制を整備するため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

施設の管理者は、他の施設との災害発生時における相互応援協定の締結等により相互応援体制を整えるとともに、日頃から受入れ可能なスペースの確認に努める。

3 支援受入れ体制の整備

地域住民やボランティアは施設の構造や施設内の要配慮者の扱いに不慣れなため、支援活動が円滑に進まないことが考えられる。そのため、施設の管理者は、施設の案内図や利用者への配慮事項をまとめた支援マニュアルを整備する。

4-3 非常災害に関する具体的な計画の策定

1 地域情報の把握

施設の管理者は、近隣における避難場所等の指定状況、避難場所等のバリアフリー化の状況、施設周辺の災害危険個所の状況等について把握し、

地図情報として整理すること。また、必要に応じて避難場所管理者と受入れ体制や必要なサポート等について調整を図る。

また、情報の整理に当たっては、近隣の避難場所までの災害時の避難経路（複数用意しておくことが望ましい）や、避難にかかる所要時間についても確認しておく。

なお、送迎時の被災も想定し、送迎経路にある避難場所及び他の社会福祉施設の位置も確認する。

2 非常災害対策計画の内容

社会福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする必要がある。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。

【具体的な項目例】

- ・ 施設の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法
（「警戒レベル3 高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準
（「警戒レベル3 高齢者等避難」発令時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統
（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制

3 非常災害対策計画の実効性の確保

非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性あるものとするのが重要であり、各施設の状況や地域の実情を踏まえた内容とする。

4 情報の共有

非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有することが重要である。

また、非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進める。

なお、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力しながら進めることが望ましい。

4-4 業務継続計画の策定

施設の管理者は、被災した場合を想定し、最優先で復旧する業務を絞り込むほか、いつまでにどの機能をどのような手順で復旧させるかなどを事前に決めておく業務継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、すべての介護施設・事業所及び障害福祉サービス等事業者の管理者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練（シミュレーション）を行わなければならない。

県及び市町村は、施設の管理者向けのBCP策定研修を実施するなど、その普及に努めなければならない。



※「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省老健局）（令和2年12月）」抜粋

4－5 防災教育、防災訓練の実施

施設の管理者は、職員及び利用者に対し、日頃からパンフレットの配布等により防災意識の啓発に努めるとともに、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を定期的実施する。

また、訓練を実施することで、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うことも重要であり、その場合、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるような訓練を実施することが望ましい。

なお、地域の自主防災組織、消防機関等の協力・参加を得た形で訓練を行うことが望ましい。

4－6 利用者の保護者等との事前の取り決め

1 連絡体制の取り決め

施設の管理者は、利用者が施設外にいるときの安否確認方法について、あらかじめ利用者またはその家族と話し合い、合意形成を行う。その際、災害時には交通や通信が途絶してしまうことも想定されるため、災害用伝言ダイヤルサービス（171）や携帯電話の「災害用伝言板」の利用も併せて検討する。

2 引き渡し基準の設定

被災状況等によっては、施設に長く留まれない等の状況が発生するため、施設の管理者は、あらかじめ家族等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に決めておき、同意を得ておく。

4－7 施設、設備等の安全性強化

施設の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前に建設された施設について耐震診断を実施し、必要に応じ計画的に補修・改修を行うものとする。

また、それ以外の施設においても、日頃から備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行い、施設・設備等の安全性の強化に努める。

4－8 食料品等の備蓄

施設の管理者は、災害に備えて、2～3日分の食料品、飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、備蓄品リストを作成し、定期的に点検を行う。

また、必要に応じて、井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

なお、備蓄庫破損のリスクに備えて、物資備蓄場所は複数に分散させておくことが望ましい。

4－9 情報の把握及び避難の判断

1 情報の把握

施設の管理者を含む職員は、日頃から気象情報等の情報把握に努め、市町村が発令する「警戒レベル3 高齢者等避難」等の情報については確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとらなければならない。

このため、災害時に市町村が発令する「警戒レベル3 高齢者等避難」等を社会福祉施設が入手する方法について、停電等の場合も含め、あらかじめ市町村に確認しておく必要がある。

2 避難の判断

「警戒レベル3 高齢者等避難」発令の段階で、要配慮者は、避難の開始が求められることから、施設の管理者は、あらかじめ定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨を避難計画に定め、発令された際には適切に行動する。また「警戒レベル4 避難指示」においても、適切に行動する。

特に、近年「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じることが重要である。

発災時の対応

施設の管理者は、災害が発生した場合に、自ら施設の被害を最小限に食い止め、利用者の安全確保に努めるとともに、福祉避難所となった場合は、要配慮者の受入場所としての役割を果たし、次により施設における災害応急対策を実施する。

4－１０ 施設被災時の安全確認・救助・避難

１ 防災組織の編成

施設が被災した場合、施設の管理者は直ちに職員参集計画・役割分担計画に基づいて防災組織を編成し、利用者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、利用者の不安解消に努める。

なお、被災状況や日時によっては事前に決めておいた体制を確保できないことが想定されるため、施設長等は臨機応変に各班に職員を割り当てる。

２ 応急救助活動の実施

施設の管理者は、利用者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

３ 避難誘導

施設の管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難地等）を選択し、避難誘導を行う。

なお、寝たきりの方等が入所している場合は避難行動に相当の時間がかかることが想定されるため、早い段階で避難の判断を行う。

夜間または休日等で、施設にいる職員が少数の時は、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

なお、施設外への避難を行う際は、職員は利用者の名簿や、カルテ、処方箋、常備薬などの利用者の生命に係る物を非常持ち出し品として携行する。避難誘導を行う際は、円滑な避難行動のために、避難方法ごとに利用者をグループ分けし、色分けなどして避難誘導者が認識できるようにしておくことと効率的である。

4－1 1 被害状況の報告・連絡

施設の管理者は、利用者及び施設の被災状況を市町村及び県、ライフライン関係事業者等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に利用者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

4－1 2 施設の継続使用が不能となった場合の措置

入所型施設の管理者は、施設の継続使用が不能となった場合、市町村または県の協力も得ながら、他の施設への緊急入所要請を行う。また、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

なお、保護者が勝手に利用者を連れて帰ることのないよう、引き渡しに当たっては職員の立会いのもとで、引取り者の氏名や連絡先などの情報を記録しておく。

また、県及び市町村は、被災施設の施設管理者から緊急入所の要請があった場合は、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

【参考資料集】

1. 指定福祉避難所運營業務チェックリスト
2. 福祉避難所向け資器材等の融通に係る実施要領
3. 災害時における障がい者支援に向けた包括的連携に関する協定書
4. 災害時における障がい者支援に向けた包括的連携に関する協定実施要領
5. 岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定
6. 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

指定福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
指定福祉避難所の開設	指定福祉避難所の開設及び要配慮者の受入	1. 指定福祉避難所の開設	
		市町村は、災害の発生又はそのおそれがある場合で、高齢者等避難が発令された場合などには、指定福祉避難所を開設する。また、一般の避難所に指定福祉避難所の対象となる者がおり、指定福祉避難所が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。併せて、地域における福祉避難スペース（室）を開設する。	
		2. 指定福祉避難所の周知	
		市町村が指定福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。また、県へその旨連絡する。	
		3. 対象者の受入	
		受入体制が整い次第、指定福祉避難所の対象となる者を受け入れる。	
		要配慮者を優先して受け入れる必要があることから、健常の被災者を受け入れないようにする（ただし、要配慮者の家族等の支援を行う者は、必要に応じて受け入れて差し支えない。）。	
		避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市町村職員等の協力で介助等を行う。	
		指定福祉避難所が不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により対応する。	
		4. 人材の確保	
		概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置する。	
		5. 資器材の確保	
		ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーテーション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、スロープ用装具等の消耗機材を確保する。資器材が不足する際には、「資器材融通制度」や県の災害連携協定の仕組み（P33参照）を活用するなど、確保に努める。	

指定福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
指定福祉避難所の 運営体制の整備	避難所担当職員の 派遣、要配慮者班 の設置	1. 担当職員の派遣 指定福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣する。24時間対応を前提に、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。大規模災害発生当初には、職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応する。	
		2. 関係者等との協力・連携 自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、避難所の要配慮者班に従事する者の確保に努める。	
	指定福祉避難所の 運営体制の整備、 活動支援	1. 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 指定福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することになるため、県と連携し、災害対策本部等との連携調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置、専門的人材やボランティアの配置を行う。	
		2. 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース（室）に要配慮者班を設置する。	
		3. 要配慮者班の活動 要配慮者からの相談等への対応、避難所では対応できないニーズ（例：介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マツ・量等の物資・備品の提供）については、市町村の災害時要配慮者支援班に迅速に要請する。市町村では対応できないものについては、速やかに県、国等に要請する。	
指定福祉避難所にお ける要配慮者への支 援	指定避難所の避難 者名簿の作成・管理	1. 避難者名簿の作成・管理 指定福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成する。避難者名簿は随時更新する。	
		1. 相談窓口の設置	
	指定福祉避難所にお ける支援の提供	要配慮者の住宅避難の人も含め、様々な避難者のニーズを把握するため、指定福祉避難所に相談窓口を設置する。	

指定福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
指定福祉避難所における要配慮者への支援	指定福祉避難所における支援の提供	2. 福祉サービス等の提供	
		福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、指定福祉避難所に避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。	
		3. 応援体制の整備	
		被災市町村の職員のみでは要員が不足する場合は、県に対して派遣要請する。(岐阜DWATはP37参照)	
		4. 要配慮者等への情報提供	
	指定福祉避難所の防火・防犯対策	要配慮者等への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討する。	
		5. 指定福祉避難所の防火・防犯対策	
		防火担当責任者の指定や定期的な巡回警備等、防火・防犯対策を図る。	
		1. 緊急的な対応	
		在宅や一般の避難所あるいは指定福祉避難所で避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所、緊急ジョイントステイ等により適切に対応する。	
緊急入所の実施		2. 医療機関への移送	
		要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。	
指定福祉避難所の解消	指定福祉避難所の統廃合、解消	1. 指定福祉避難所の解消	
		指定福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合、避難所の統廃合を図る。	
		指定福祉避難所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、迅速な応急仮設住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを行う。	
		指定福祉避難所の統廃合について理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。	
		指定福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、指定福祉避難所を解消する。	

※協定等による福祉避難所の運用等に当たっては、指定福祉避難所を参考にすること。

福祉避難所向け資器材等の融通に係る実施要領

岐阜県と岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定（平成27年4月3日及び同年6月19日締結。以下「協定」という。）を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）が協定第9条の規定により資器材及び備蓄品（以下「資器材等」という。）を融通する場合に必要な手続について、協定第10条の規定に基づき、次のとおり定める。

1. 市町村から県への依頼

市町村は、災害発生時に福祉避難所において資器材等が不足した場合は、様式1により必要物品名及びその数量を記載の上、県に資器材等の融通を依頼することができる。

2. 県から協定締結団体への依頼

県は、市町村から1.の規定による依頼を受けた場合は、様式2に必要物品名及びその数量を記載の上、協定締結団体に資器材等の融通を依頼する。

3. 協定締結団体から自団体加盟施設への依頼

協定締結団体は、県から2.の規定による依頼を受けた場合は、自団体に加盟する施設に県から送付された様式2により、資器材等の融通を依頼する。

4. 資器材等融通可能施設から県への回答

3.の規定による依頼を受けた施設のうち、資器材等を融通することのできるものは、送付を受けた様式2に融通可能数量を記載し、県に回答する。

5. 県から市町村への回答

県は、施設から4.の規定による回答を受けた場合は、当該回答を依頼元市町村に様式3にて回答する。

6. 融通の態様

資器材等の融通は、無償による提供又は一時的な貸与とし、融通する施設が依頼元市町村（福祉避難所）へ運搬することを原則とする。ただし、融通する施設及び依頼元市町村双方の合意がある場合は、この限りではない。

7. 補償

一時的な貸与を受けた資器材が破損、紛失した場合の補償については、原則、注意義務を果たしていれば補償はしないものとする。

資器材等融通依頼票

岐阜県健康福祉政策課 宛て

(TEL:058-272-8260 FAX:058-278-2620)

市 町 村 名

(所属、担当者名)

(TEL: - - FAX: - -)

必要物品名	必 要 数 量	備考
車椅子（介助用・自走用）		
簡易ベッド		
介護用品（ ） ※サイズも記載		
衛生物品（ ）		
洋式ポータブルトイレ		
簡易パーテーション		

＜協定締結団体の皆様へ＞

〇〇市町村から、次のとおり資器材等の融通依頼がありました。
貴団体加盟の施設に本票を送付願います。

＜各施設の皆様へ＞

融通可能な資器材等がある場合は、下記回答票に融通可能数量を
記載の上、岐阜県健康福祉政策課宛て返送願います。

資器材等融通依頼に対する回答票

岐阜県健康福祉政策課 宛て

(TEL:058-272-8260 FAX:058-278-2620)

施 設 名 _____
(担 当 者 名) _____
(住 所) _____
(TEL: - - FAX: - -)

必要物品名	必 要 数 量	融通可能 数 量	備考
車椅子（介助用・自走用）		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
簡易ベッド		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
介護用品（ ） ※サイズも記載		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
衛生物品（ ）		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
洋式ポータブルトイレ		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
簡易パーテーション		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
		無償提供（ ） 貸 与（ ）	

貴市町村からの資器材等の融通依頼に対し、下記施設から回答がありました。

については、同施設担当者と資器材等の運搬等について調整いただきますよう、お願いします。

資器材等融通依頼に対する回答票

施 設 名 _____
 (担 当 者 名) _____
 (住 所) _____
 (TEL: - - FAX: - -)

必要物品名	必 要 数 量	融通可能 数 量	備考
車椅子（介助用・自走用）		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
簡易ベッド		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
介護用品（ ） ※サイズも記載		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
衛生物品（ ）		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
洋式ポータブルトイレ		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
簡易パーテーション		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
		無償提供（ ） 貸 与（ ）	
		無償提供（ ） 貸 与（ ）	

災害時における障がい者支援に向けた包括的連携に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と認定NPO法人CS障がい者放送統一機構（以下「乙」という。）は、災害時における障がい者支援に向けて、次のとおり協定を締結する。

（設置の手続）

第1条 甲は、法（昭和36年法律第223号）第55条の通知又は要請その他災害に関する情報を聴覚障がい者及び視覚障がい者に提供するため必要があると認めるときは、乙に対し、岐阜県内の福祉避難所等に聴覚障がい者向け字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオ（以下「情報受信機」という。）を設置するよう要請するものとする。

2 前項の場合において、甲は、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- （1）情報受信機の設置理由
- （2）情報受信機の種別及び設置数量
- （3）情報受信機の設置場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、情報受信機の設置に必要な事項

3 乙は、甲から第1項の規定による要請があった場合は、当該要請に基づき情報受信機を設置するものとする。

（費用負担）

第2条 乙は、情報受信機の設置に係る費用について、あらかじめ甲と協議の上、その負担を甲に求めることができる。

2 乙は、設置した情報受信機に係る情報伝達料を徴収しないものとする。

（連絡責任者）

第3条 災害時における情報受信機の設置及びこれに関する連絡を確実に、かつ、円滑に行うため、あらかじめ甲乙それぞれ連絡責任者を定めることとする。

（普及啓発）

第4条 甲と乙は、障がい者への災害時の情報提供の取組みについて、相互に協力して、県内の市町村や福祉関連施設等に対する普及啓発を行うものとする。

（雑則）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各1通を保有する。

平成28年6月7日

（甲）岐阜県知事 古田 肇

（乙）認定NPO法人CS障がい者放送統一機構
理事長 高田 英一

災害時における障がい者支援に向けた包括的連携に関する協定実施要領

本要領は、平成28年6月7日に岐阜県（以下「甲」という。）が認定NPO法人CS障がい者放送統一機構（以下「乙」という。）と締結した「災害時における障がい者支援に向けた包括的連携に関する協定」（以下「協定」という。）に基づく、聴覚障がい者向け字幕・手話放送受信機及び視覚障がい者向け地上デジタル放送対応ラジオ（以下「情報受信機」という。）の設置に係る手続き等を定めるものである。

（設置の手続）

第1条 県内市町村は、情報受信機の設置が必要な場合は、様式1により甲に設置を要請するものとする。

2 甲は、前項による要請を受け、知事が必要と認める場合は、様式2により乙に情報受信機の設置を要請するものとする。

（費用負担）

第2条 情報受信機の設置に係る費用については、下記一覧の通りとする。

2 前項の費用（福祉避難所解消までの間の受信料除く）については、原則、設置する福祉避難所を所管する市町村が負担するものとする。ただし、特別な事情があり、知事が必要と認める場合は、その一部を甲が負担するものとする。

3 受信料については、福祉避難所が解消されるまでの間は乙の負担とし、解消後については、設置市町村が負担するものとする。

【情報受信機に係る費用一覧】

情報受信機の種別	区 分		費 用（税込）
聴覚障がい者向け 字幕・手話放送受 信機	本体価格		88,900円／台
	設置費用		別途個別協議
	受信料	福祉避難所解消ま で	機構負担
		福祉避難所解消後	10,800円／台
	撤去費用		別途個別協議
視覚障がい者向け 地上デジタル放送 対応ラジオ	本体価格		29,000円／台

（連絡責任者）

第3条 協定第3条に定める連絡責任者は、甲においては健康福祉部健康福祉政策課長を、乙においては専務理事を充てるものとする。

岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と（団体の長）（以下「乙」という。）とは、岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「岐阜DWA T」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、岐阜DWA Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者を支援すること等を目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、岐阜DWA Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断し、第2条の名簿から岐阜DWA Tの構成員を選定した場合は、乙に対し当該構成員の派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（岐阜DWA Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する岐阜DWA Tの派遣先は、原則として岐阜県内とする。ただし、岐阜県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に岐阜DWA Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、岐阜県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 岐阜DWA Tは、避難所等において福祉サービスの提供及び必要な福祉支援を行うこととする。

（指揮命令）

第5条 岐阜DWA Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 岐阜DWA Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、当該構成員が属する施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、岐阜DWA Tの業務に関連する事故に対応するため、岐阜DWA Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した岐阜DWA Tの派遣費用（以下「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村に岐阜DWA Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、岐阜DWA Tの構成員として職員を派遣した施設等の長（※又は派遣された会員）に対し、費用を支払うものとする。

(岐阜DWA T以外への協力)

第9条 乙は、岐阜DWA Tへの協力のほか、資器材や備蓄品の融通など、甲の災害福祉施策に協力するものとする。

(定めのない事項等)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 岐阜県

乙 団体

協定締結団体（11団体）

- 岐阜県社会福祉法人経営者協議会
- 岐阜県老人福祉施設協議会
- 岐阜県デイサービスセンター協議会
- 一般社団法人岐阜県知的障がい者支援協会
- 岐阜県身体障がい者福祉施設協議会
- 岐阜県精神保健福祉協会
- 岐阜県保育研究協議会
- 岐阜県児童福祉協議会
- 一般社団法人岐阜県社会福祉士会
- 岐阜県老人保健施設協会
- 一般社団法人介護福祉士会

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

第1条 岐阜県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、岐阜県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して指定福祉避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資（以下「福祉用具等物資」という。）を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が岐阜県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。この場合において、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に積極的に協力するよう努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する福祉用具等物資の内容は別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請できることとし、その場合、甲は乙に対して事後に要請書を提出するものとする。

(福祉用具等物資の運搬、引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣するなどにより、福祉用具等物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や福祉用具等を使用する者の状態に合わせて適合を確認するものとする。

(完了報告)

第9条 乙は、この協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、「福祉用具等物資供給完了報告書（以下「完了報告書」という。）」により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって報告できることとし、その場合、乙は甲に対して事後に完了報告書を提出するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬し、供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難指示その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等物資の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

2 乙は、福祉用具等物資を避難所へ搬入するにあたり、感染症対策の観点から、一般的な対策（マスクの着用、消毒液の使用等）を講じるものとする。また、乙は、感染症対策やその他避難者の生活への配慮等に関し、避難所の管理者の指示に従わなければならない。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等物資が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙から請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の整備)

第14条 甲及び乙は、この協定の締結後速やかに、この協定に係る連絡責任者を「連絡責任者等届」により相手方に報告するものとする。また、報告内容に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び福祉用具等物資の供給体制について点検及び改善に努め、災害時に備えるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項(様式を含む。)又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(解除)

第18条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

別表(第5条関係)

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト等
------------	--

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年11月5日

岐 阜 県 知 事

古 田 肇

一般社団法人日本福祉用具供給協会

理 事 長

小 野 木 孝 二

災害時要配慮者支援マニュアル

第1版	平成14年	4月発行	(福祉政策課)
第2版	平成17年10月	発行	(福祉政策課・防災政策課)
第3版	平成18年	7月発行	(健康福祉政策課・防災課)
第4版	平成29年	4月発行	(健康福祉政策課・防災課)
第5版	平成31年	3月発行	(健康福祉政策課・防災課)
第6版	令和2年	3月発行	(健康福祉政策課・防災課)
第7版	令和4年	3月発行	(健康福祉政策課・防災課)
第8版	令和7年	3月発行	(健康福祉政策課・防災課)

問い合わせ先

TEL 058-272-1111

- 岐阜県健康福祉部健康福祉政策課 政策企画係 内線3219
- 岐阜県危機管理部防災課 地域支援係 内線2842